

令和4年5月27日 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年5月27日(金) 午後3時00分～午後3時50分
- 2 場 所 10階 委員会開催室
- 3 出席委員 金沢智也教育長、白鳥樹一郎委員、中村篤委員、熊坂香織委員、細谷真紀子委員
- 4 出席者 高橋一実教育部長、板垣裕子次長(兼)管理課長、
山川高士管理課学校施設整備室長、細谷直樹次長(兼)学校教育課長、
青木秀貴社会教育青少年課長補佐、小関仁美少年自然の家所長、佐藤誠図書館長、
長橋真学校給食センター所長、佐々木信江学校給食センター栄養管理室長、
志済直史商業高等学校事務長、事務局(管理課職員)

会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案
 - 議案第19号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
(令和4年度教育費6月補正)
 - 議案第20号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
(工事請負契約の締結)
 - 議案第21号 教育財産(建物)の取得について
 - 議案第22号 山形市教育の情報化推進計画の策定について
 - 議案第23号 山形市立図書館協議会委員の委嘱について
- 4 報 告 事 項
 - (1) 山形市教育振興基本計画について
 - (2) 株式会社七日町再開発ビルの令和3年度決算及び令和4年度事業計画等について
- 5 そ の 他

会議録

- 1 開 会 教育長
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案

教育長…本日の議事に入る前に、山形市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、会議を公開しない「秘密会」とすることについて、お諮りする。

本日の議案第19号及び議案第20号「市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について」は、市議会提案前の議案に関する案件であることから、現時点では公開することが適当でないと認め、会議を公開しない「秘密会」としてよろしいか。

(全委員、異議なし。)

教育長…それでは、議案第19号及び議案第20号については「秘密会」において審議することとし、その会議録等についても非公開とする。

<以下、非公開>

<非公開解除 以下公開>

教育長…次に、議案第21号「教育財産（建物）の取得について」説明をお願いします。

<学校施設整備室長より教育財産（建物）の取得について説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…それでは議案第21号について、原案のとおり承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

教育長…次に、議案第22号「山形市教育の情報化推進計画の策定について」説明をお願いします。

<学校教育課長より山形市教育の情報化推進計画について説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

委員…意見として、計画に5年後の姿として3つの学びを掲げており、図で表しているものが仕組みが分かりやすくまとめられていてよかった。

委員…「基本的施策1(1) 情報教育推進校での創造性を育む教育の推進」の情報教育推進校の具体的な取組はどのようなものか。

学校教育課長…担当と学校で協議をしている段階である。その中で、電子黒板の活用やEdTechツールの試験導入、全国規模で先進的な学校への視察を予定している。

委員…「基本的施策2(7) 電子黒板の導入」の最終的な学校への設置状態はどのようなものか。

学校教育課長…各教室に1台の配置が最終目標と考える。しかし、現状として電子黒板導入に係るコスト面の課題などもあるため、電子黒板以外の大型提示装置の導入も含め、調査研究に取り組んでいきたい。

委員…「基本的施策2(9) 指導者用1人1台タブレット端末の整備」において指導者の使用範囲は学校内のみでの使用か家庭への持ち帰りも検討しているのか。

学校教育課長…原則学校内での使用とする予定である。児童生徒が家庭への持ち帰りを実践しているため、持ち帰ることは可能ではあるが、持ち帰りを推奨することは、家庭で持ち帰りの仕事を推奨することにもつながる可能性もあり、原則学校内での使用とする予定である。

委員…「基本的施策2(11) 家庭へのタブレット端末持ち帰りによる学習の推進・学校と家庭の連携強化」では現在タブレット端末持ち帰りは高学年のみとなっているが、他学年への対応はどのように考えているのか。

学校教育課長…令和3年度は中学生と5・6年生、令和4年度には3～4年生、令和5年には1～2年生を計画している。導入計画の理由としては、家庭でのWi-Fi環境の整備が整っていない家庭へのルーター貸出に係る事業予算の関係、小学1年生への導入方法について検討しているため段階的な取組となっている。現在の課題を解決できたら導入を前倒しで進めれることも想定される。

委員…「基本的施策2(13) オンライン会議システムによる遠隔教育の実現・教職員研修の充実」の遠隔教育取組として小規模校で実践されているが、大規模校での実践が可能であることについて認識を広げ、全校的に取組ができる姿勢を伝えたほうが良いと思う。

学校教育課長…委員のお見込みのとおりである。大規模校でも実施可能なことを広報していきたい。

委員…「基本的施策3(14) 統合型校務支援システムの導入」により教員の負担軽減にはなるが、保護者との連絡体制等の連携手段などは検討しているのか。もし含まれるのであれば、相互連絡が可能なアプリ等の導入を検討いただきたい。

学校教育課長…保護者との連絡手段も研究していく予定である。どのような方法、ソフトウェアがいいのか検討していきたい。

委員…計画の成果指標として、「校務の情報化により、児童生徒に対して向き合う時間を増やすことができた」と感じる教員の割合とあるが、ここにおける教員とはどの範囲なのか。

学校教育課長…全教職員を対象とするものである。

委員…児童生徒へのタブレット端末1人1台導入され、教育の情報化推進が急速に進むなか、教職員の負担軽減のための情報化推進が、逆に情報化の対応に追われ教職員に負荷が増していることが全国的にも課題とされている。学校現場における教職員保護を強化していただきたい。

学校教育課長…委員のお見込みのとおり、教育の情報化推進にあたり大きな課題として掲げられている。実際にタブレット導入にあたり使用にあたる設定等に多大な労力が必要となり、年度初め等多忙になることが見込まれる。山形市においては、業務委託により教職員へ与える影響は防げたが、今後も教育現場の保護には力をいれていきたい。

教育長…その他、意見・質問等はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…それでは議案第22号について、原案のとおり承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

教育長…次に、議案第23号「山形市立図書館協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

<図書館所長より山形市立図書館協議会委員の委嘱について説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…それでは議案第23号について、原案のとおり承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

4 報告事項

教育長…それでは報告事項に移る。(1)「山形市教育振興基本計画について」説明をお願いする。

<管理課長より山形市教育振興基本計画について説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…次に(2)株式会社七日町再開発ビルの令和3年度決算及び令和4年度事業計画等について説明をお願いする。

<社会教育青少年課長補佐より株式会社七日町再開発ビルの令和3年度決算及び令和4年度事業計画等について説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

<各委員より「なし」の声>

5 その他

教育長…委員よりその他意見・質問等はないか。

委員… 先日、新聞に「新年度、公立学校で教員不足相次ぐ」という記事が出ていた。教員配置は県が行うものだと思うが、山形市の今年の現状や欠員補充・産休代替、病休代替の状況、更には今年度、山形市独自で行っている支援員の状況について教えていただきたい。

学校教育課長… 1点目について、山形市の教員配置の状況については5月1日現在、初任研後の非常勤講師1名が配置されていないという状況になる。ただし、欠員補充、産休・特別休暇の代替者等を含めると、2名未配置になっている。今後、産休が見込まれる者の代替者は、確保の見込が立っていない。
山形市の支援員の配置について、5月1日現在、教育相談員が1名欠員、特別支援指導員は2名欠員になっている。

委員…同じく新聞に「教員免許更新制が7月に廃止になる」ということがあった。
年間30時間の研修を受けなければ免許更新ができないということもあり、退職した人が免許を更新することは極僅かである。既に失効している免許の取り扱いによっては、教員不足の解消につながるのではないかと。

学校教育課長…免許更新制が7月に廃止になると、失効した方の免許も効力を取り戻すと確認している。他、教員免許を持っていて一般企業を退職された方も臨時教員への応募が可能となるため、頭数は増えると期待している。そういった方からも応募していただき、マンパワーを学校に届けていきたいと考えている。

委員…山形市として、新型コロナウイルスの閉鎖基準見直しについて。また、学校が休みになった際の教育の確保の確保、はどのようにしているのか。

学校教育課長…閉鎖基準について、学校由来の感染者が出た際、疫学調査をするまでは交流した範囲の最小限を閉鎖としている。それについては、疫学調査と調査結果が判明するまでの期間となるため最長2日程度となる。その結果、感染の広がりがあるようであればまとまった期間、学級閉鎖を行うことになる。現在そこまで感染が拡大したところは少ないというのが現状である。実際に調査を行い、学年まで広がっているとすれば学年、学校全体に広がっているとすれば学校が閉鎖するとしているところだ。

学校が休みになった子供の教育の確保については、特に山形市教育委員会として指示を出しているわけではない。

委員…学校からの連絡は「コロナウイルスの感染について」がメインとなっている。学習についても、発信を積極的にしていただきたい。

教育長…休校についての最終的な判断はどこがしているのか。

学校教育課長…最終的な判断は教育委員会が行う。

教育長…学習の保証についても意見が出たので、学校との連絡・指導をお願いしたい。

教育長…その他、意見・質問等はないか。

<各委員より「なし」の声>

6 日程等

<管理課長より教育長及び教育委員の日程及び教育委員会主催の行事等について説明>

7 閉会 教育長